

湯河原町湯河原梅林公園条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考								
別表（第 3 条関係） 湯河原梅林公園入園料 <table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>15 歳 以 上 の者（中学 生を除く。）</td><td>1 人 1 回につき <u>200円</u></td></tr></table>	区分	金額	15 歳 以 上 の者（中学 生を除く。）	1 人 1 回につき <u>200円</u>	別表（第 3 条関係） 湯河原梅林公園入園料 <table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>15 歳 以 上 の者（中学 生を除く。）</td><td>1 人 1 回につき <u>300円</u></td></tr></table> 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	区分	金額	15 歳 以 上 の者（中学 生を除く。）	1 人 1 回につき <u>300円</u>	
区分	金額									
15 歳 以 上 の者（中学 生を除く。）	1 人 1 回につき <u>200円</u>									
区分	金額									
15 歳 以 上 の者（中学 生を除く。）	1 人 1 回につき <u>300円</u>									